

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和2年12月8日（令和2年（行情）諮問第668号）

答申日：令和3年8月5日（令和3年度（行情）答申第208号）

事件名：特定事件番号の訴訟の答弁書の決裁に関与した職員の出勤簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「令和元年7月6日受付第2110号で請求した事件の答弁書の決裁を行った職員の出勤簿（特定年月分）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年9月3日付け庶第1583号により大阪法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、出勤簿の氏名部分を開示せよ。

2 審査請求の理由（添付資料は省略する。）

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

特定事案の職務遂行に関与した公務員等の氏名は、法5条1項ロ・ハ、7条に基づき開示されなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分について

- (1) 審査請求人は、処分庁に対し、令和2年6月30日付け行政文書開示請求書（令和2年7月6日受付第2110号）をもって、「特定高裁に係属している裁判（特定事件番号）の答弁書を作成した際の行政文書一切（決裁文書及びその決裁に関与した公務員等の出勤簿含む）」について、法3条1項の規定に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 処分庁は、令和2年7月7日、電話聴取により、本件開示請求の対象文書を「令和2年7月6日受付第2110号で請求した事件の答弁書の決裁を行った職員の出勤簿（特定年月分）」と特定した。
- (3) 処分庁は、以下のとおり一部開示決定（原処分）を行った。なお、当該決定に係る行政文書開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名

称」中，令和元年7月6日受付は，令和2年7月6日受付の誤記である。

ア 年次休暇に係る情報及び年次休暇等の取得状況は，当該職員の個人に関する情報であって，公務員としての職務遂行の内容に係る情報ではないため，法5条1号本文に該当し，同号ただし書イないしハのいずれかに該当する事情も認められないことから，当該部分を不開示とした。

イ 個々の事件の答弁書の決裁に関与した職員の印影及び氏名の情報は，これを公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため，法5条5号に該当するほか，争訟に係る事務に関し，国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため，法5条6号口にも該当することから，当該部分を不開示とした。

2 審査請求人の主張について

本件審査請求は，上記1（3）イの情報のうち，氏名部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めるものであり，審査請求人は，その理由として，特定事案の職務遂行に関与した公務員等の氏名は，法5条1項口，ハ，7条に基づき，開示されなければならないと主張する。

なお，法5条1項口，ハは，法5条1号ただし書口，ハの誤記と思われる。

3 原処分の妥当性について

（1）本件不開示部分には，特定事件の答弁書の決裁権者や決裁過程の情報の一部である職員の氏名が記載されており，これらの情報は，当該訴訟事件に関する国の応訴体制が明らかになるか，あるいはこれを推認させる事項であり，これらを公にした場合，訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかに関する情報や，訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため，本来記載すべき事項の記載を控えるなど，訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できない。したがって，本件不開示部分を開示することにより，結果として，国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあることから，本件不開示部分は，法5条5号に該当するほか，同条6号口に該当するため，不開示とした原処分は妥当である。

（2）審査請求人は，法7条に基づく裁量的開示を求めているものと解されるところ，上記（1）のとおり，本件不開示部分は，法5条5号に該当するほか，同条6号口に該当するものであり，これを開示することに，これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまではいえない。

4 結論

原処分¹の維持が適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 令和3年7月30日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号口に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、出勤簿の氏名部分（本件不開示部分）の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分の維持が適当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明の要旨

上記第3の1(3)イ及び3(1)のとおり。

(2) 検討

本件不開示部分は、特定事件番号の訴訟に係る決裁文書の決裁に関与した職員の出勤簿の氏名欄であり、氏名が記載されており、これらの情報は、決裁権者や決裁過程の情報であることから、当該訴訟事件に関する国の応訴体制が明らかになるか、あるいはこれを推認させる事項であると認められる。

そうすると、これらを公にした場合、訴訟の一方当事者である国が当該事件をどの程度重要視しているかに関する情報や、訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯に関する情報が明らかになることにより生じる不利益を回避するため、本来記載すべき事項の記載を控えるなど、訟務部局内部における検討・協議に支障を来すなどのおそれを否定できず、国の訴訟当事者としての地位が不当に害されるおそれがあると認められることから、本件不開示部分は、法5条6号口に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、法7条に基づく裁量的開示を求めているものと解されるが、上記2のとおり、本件不開示部分は、法5条6号口の不開示情報に該当するものであり、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められ

ないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件では、原処分に係る行政文書開示決定通知書の「1 開示する行政文書の名称」において、本来は「令和2年7月6日受付」と記載すべきところ、「令和元年7月6日受付」と誤った記載をしていることが認められる。このような記載の誤りは、慎重さに欠ける不適切な対応であったといわざるを得ず、処分庁においては、今後、開示決定等に当たっては同様の事態が生じないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、5号及び6号口に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号口に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨